2　株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が業務を進める上で配慮すべき事項

特定事業を実施しようとする事業者が指定金融機関に対して、当該特定事業の実施に必要な資金について借入れの申請を行った場合、当該指定金融機関は、業務を統括する部署を置くとともに、事業者の財務状況、資金の使途、返済財源等を的確に把握することを可能とする等の適正かつ確実な体制と方法で、当該特定事業の内容を確認の上、与信審査を行い、最終的には当該特定事業計画が主務大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付けの決定を行うこととする。ここで、指定金融機関による貸付けは、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき特定事業の性質にかんがみ、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合はこの限りでない。

また、指定金融機関による貸付けの利率は、一般の金融情勢等に応じ、その原資が財政投融資資金であることを踏まえて定めるものとする。

指定金融機関の確認・審査の結果、貸付けの決定を行う場合には、当該指定金融機関は、株式会社日本政策金融公庫に対して、必要な資金を当該指定金融機関に貸し付けるよう、申請することとする。

株式会社日本政策金融公庫は、指定金融機関から貸付けの申請を受けた場合には、当該指定金融機関に対して、速やかに、必要な資金の貸付けを行うことができるよう、貸付けの条件その他基本的な事項をあらかじめ定める等の必要な措置を講じることとする。ここで、株式会社日本政策金融公庫による指定金融機関に対する貸付けの利率は、国が株式会社日本政策金融公庫に財政投融資資金を貸し付ける利率と同じとする。また、株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関は、主務大臣が認定した特定事業計画に従って実施される特定事業が適正かつ確実に実施されるよう、密接に連携して資金の貸付けを行うものとする。

三　ヰネルギー環境適合製品の需要の開拓に関する事項

現状、中堅・中小の事業者を中心に、厳しい経済状況にあって資金面の理由等からエネルギー環境適合製品の導入に二の足を踏んでいるケースが多く見られる。こうしたエネルギー環境適合製品を導入する側の状況を踏まえれば、エネルギー環境適合製品に対する需要の喚起を図る措置を講ずることにより、エネルギー環境適合製品の開発・製造を行う事業の促進が図られることが期待される。

特に、中堅・中小の事業者を中心に、設備導入に当たってはリースを活用することが多いことから、リース保険制度を設けることにより、エネルギー環境適合製品がリースによって導入されることが期待され、当該製品の開発・製造を行う事業が促進されると考えられる。

ヰネルギー環境適合製品のリースについては、その期間が長いため、信用リスクの問題からリース契約の活用が少ない現状にあることに着目してリース保険制度を設けるものであるが、実態として活用の少ないリース契約は期間が３年以上のものであることから、本制度におけるリース契約の期間は３年以上としている。また、中途解約が可能なリース契約について幅広く保険制度の対象とした場合には、リース業者が、中途解約された際、すぐに他の顧客が見つけられるような製品しか扱わなくなるおそれがある。こうした事態を避けるため、いつでも中途解約ができる旨の定めがあるリース契約をリース保険制度の対象外としている。

また、中堅・中小の事業者を中心に、ヱネルギー環境適合製品の導入によるヱネルギーコストの削減等に関する情報の不足により、当該製品の導入をためらうケースが散見されることから、ヰネルギー環境適合製品を導入しようとする者に対して関係情報の提供を進めることにより、当該製品の導入の増大が期待され、これによって、当該製品の開発・製造を行う事業が促進されると考えられる。

需要開拓支援法人は、こうした背景を踏まえ、保険契約者の保護を図る必要があるため、リース保険制度を長期にわたって安定的に実施するために必要な財政的基盤を確保するとともに、需要開拓支援業務を行うために必要なノウハウや専門的な知識を有する者を配置する等の適切かつ確実な体制と方法を備えている必要がある。

さらに、需要開拓支援法人は、リース保険契約の引受けを行う際には、保険料収入による収支相償を原則として実施する必要がある。

四　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に当たって配慮すべき事項

主務大臣は、認定した特定事業計画の実施状況を報告徴収その他の方法を通じて適切に確認するとともに、認定した特定事業計画に従って特定事業が実施されていないことが認められる場合には、認定の取消し等の措置を講じることとする。

主務大臣は、特定事業計画の認定を受けた事業者に対して、適切かつ確実に低利・長期の資金が供給されるよう、主務大臣間はもとより、株式会社日本政策金融公庫や指定金融機関とも密接に連携することとする。特に、各年度に貸し付けられる資金の累計額が政府関係機関予算予算総則に記載されている額を上回り、必要な支援が実施できないようなことがないよう、経済産業大臣を中心に必要な調整を行うこととする。

主務大臣は、低利・長期資金供給制度が、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されるものであることを踏まえ、指定金融機関による貸付けが不適切に市場を歪めることがないよう、必要な指導・監督を行うものとする。

主務大臣は、低利・長期資金供給制度やリース保険制度について、積極的に周知活動を実施するとともに、エネルギー環境適合製品の開発・製造を行う事業者の投資を誘引するための他の施策やヰネルギー環境適合製品の導入を促進するための他の施策の積極的な実施と効果的な連携に努め、本法の支援措置の実効性を高めるものとする。

経済産業大臣は、需要開拓支援法人が需要開拓支援業務を行うために必要なノウハウや専門的な知識を有していることも求められていることを踏まえて、需要開拓支援法人の指定や需要開拓支援法人の役員の選解任を適切に実施することとする。

国は、ヰネルギー環境適合製品が適切に導入されるよう環境整備を図る必要があることから、ヰネルギー環境適合製品に係る規制について、その強化と緩和の両面について総合的に検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この告示は、平成二十二年八月十六日から施行する。

○経済産業省告示第百八十四号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月十六日　　経済産業大臣　直嶋　正行

三のヲの(4)のロ及びハ中「レバノン」の下に「、レソト」を加える。

三のヲの(4)のニ中「アンドラ」の下に「、アンティグア・バーブーダ」を、「チリ」の下に「、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）」を、「レバノン」の下に「、レソト」を加える。

附　則

この告示は、平成二十二年八月十七日から施行する。ただし、改正規定中「アンティグア・バーブーダ」に係る部分については、平成二十二年九月二十七日から施行する。

○経済産業省告示第百八十五号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十二年八月十六日　　経済産業大臣　直嶋　正行

学校の名称	学部・学科名	備考
福島県立喜多方工業高等学校	電気・電子科（全日制）	平成二十二年三月に卒業生については従前のとおりとする。